



Title	秘伝の相承と楽書の生成（1）：〔羅陵王舞譜〕から『舞楽手記』へ
Author(s)	中原, 香苗
Citation	詞林. 2008, 44, p. 62-78
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67587
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

秘伝の相承と楽書の生成（1）

——〔羅陵王舞譜〕から『舞楽手記』へ——

中原 香苗

はじめに

宮内庁書陵部に収められる伏見宮家旧蔵楽書のうちに、建

などともに、『羅陵王』の一部で最秘伝とされる〈荒序〉について多くの説が記されており、「陵王秘伝集成」とでもいった趣を呈している。

暦二年（一一一〇）の奥書をもつ舞楽の譜『羅陵王舞譜』（伏・一〇七〇）が存する^{〔1〕}。これは、鎌倉時代の楽人で、三大樂書の一つとされる『教訓抄』（天福元（一一三三）年成立）の著者として名高い泊近真によつて著されたと推測されるものである。この楽譜は、左方唐樂の舞樂曲『羅陵王』の舞の譜と笛の譜とからなつており、現存する舞譜のうち、年時の明確なものとしてはもつとも古いものに属する。古い時期の『羅陵王』の舞譜としては、管見の限りでは「春日樂書」中の『舞樂手記』及び『輪台青海波外樂記』、『掌中要錄秘曲』（弘長三（一一六三）年）、文永元（一一六四）年以後の成立と思われる『竹舞眼集』にそれぞれ部分的なものが見えるに過ぎず、楽曲全体にわたる譜をもつものとして『羅陵王舞譜』の持つ意義は大きい。

ここには、『羅陵王』にまつわる故実や、秘伝、演奏記録

春日大社には、泊氏の樂統に伝えられた「春日樂書」とよばれる一連の楽書が存する^{〔2〕}。現在はその一部が残るのみであるが、いづれも鎌倉期にさかのぼるもので、泊氏の樂の繼承を考えるうえで重要なものといえる。この「春日樂書」中にも〈荒序〉の記録や〈荒序〉譜がみられるのだが、それらは『羅陵王舞譜』と密接に関連している。殊に、舞樂の譜『舞樂手記』と、〈荒序〉の演奏記録を中心に記される『舞樂古記』とは深く関わつてゐると思われる。

かつて福島和夫氏は、近眞の臨終にあたり、泊氏嫡流の秘説が断絶の危機にさらされた折に、興福寺僧聖宣の尽力によって、秘説が近眞の子息へと伝えられたことを述べられた。³⁾ 本舞譜もそうした状況と無縁ではなく、近眞没後の秘伝と樂統の相承をめぐって、大きな役割を果たしたと推測される。具体的には、「羅陵王舞譜」とそれら樂書との関わりを検討することで、秘伝の相承の際に、いかにして樂書が生成するのか、その実態の一端が明らかになるのではないかと考える。

いる由来

舞出作法一

「序」

【轉】——第二輯——第三輯——第六輯——第一輯——第三輯

「眞茅」 「第一段」 「第一段」

「你敢」——第一輯——第二輯

卷之十一

第一站 | 第二站 | 第三站 | 第四站 | 第五站 |

第六站 〔第七站 〔第八站

二說八方八返樣 同家說

〔第一帖〕〔第二帖〕〔第三帖〕〔第四帖〕〔第五帖〕

〔第六帖〕〔第七帖〕〔第八帖〕

〔鑑鏡四方各二返樣 狄光近之家說〕

「第一帖」「第二帖」「第三帖」「...」

「第六帖」「第七帖」「第八帖」

2) 「一說八方各一返樣 同家說」

「第一帖」「第二帖」「第三帖」「第四帖」「第五帖」

「第六帖」「第七帖」「第八帖」

略説
八条中納言家顕長授進様云々

I 舞譜

a 『羅陵王』の構成

b 『羅陵王』退場の時、沙陀調調子を改め、『案摩』を用

まず、〔羅陵王舞譜〕の構成及び裏書の一覧をあげる。裏書は、譜との対応を考慮し、冒頭から順に番号を付した。

本稿では、如上の観点から、「羅陵王舞譜」と、「春日樂書」中の『舞樂手記』との関係について検討することとする。

るのか、その実態の一端が明らかになるのではないかと考える。

具体的には、「羅陵王舞譜」とそれら楽書との関わりを検討することで、秘伝の相承の際に、いかにして楽書が生成するかを検討する。

本舞譜もそうした状況と無縁ではなく、近真没後の秘伝と樂統の相承をめぐって、大きな役割を果たしたと推測される。

かで福島和田は、近眞の臨終にあたり、猶氏嫡流の稱を説が断絶の危機にさらされた折に、興福寺僧聖宣の尽力によつて、秘説が近眞の子息ヒト云えらへることを述べられ、

m 御賀の際の〈入綾〉の故実

II 「龍笛荒序曲」

一 號 | 二 號 | 三 號 | 四 號 | 五 號 | 六 號 | 七 號

一八四

奥書

裏書

「尾張浜主之伝陵王舞時頌文」（『嘲』の一説）

2
—或畫云（「没田還牛樂」の曲案）

3
一兼丸說云 陵王入時安摩口外口ウ天吹早物
「三」の「口」は「口」の「口」を「口」の「口」に取る。」

〔三宮徵調〕 新樂舌声并陽王舌序者双謡曲也
荒序并入
波音志之謂曰弘一

「白光詩」家田己一

〔大正五年〕原明正宗捕生蠻王脚覽田記

「二説 東向天掌シテ右見左見天承詞轉、西向左回掌

シテ左見右見天詠詞轉

8 「轉第三度舞樣」（舞譜）

9 「口伝」云（髭取手の故実）

10 「古記云」(大友成道、鹿嶋明神より教えを受ける事)

11 「筆簾者祢取行不吹、荒序之曲雖習伝輩、依無先例不吹。」

入破之時可吹也。——

12
—荒序旧記—

- 正六位上行左近衛將監泊宿祢在判
- 24 同年四月四日
 (底本には朱点等が付されているが省略し、句読点及び改行は
 私に施した。へゝ 内は割注、以下同様。)
- 25 同年五月十日
 (同年同月)十一日
- 26 同年八月二十八日
 寛元二年(一二四四)二月十六日
- 27 (同年同月)二十三日
 (同年同月)二十三日
- 28 「入破半帖舞例」
 「上下賭弓、自加此所拍子、略説也。」
- 29 「破第二切半帖異説」(舞譜)
 「私所荒序舞記」
- 16 15 14 13
 ①保延二年三月七日
 ②同三年十一月十九日
 ③保延元年九月十三日
 ④同十月一日
 ⑤長承三年閏七月廿四日
 ⑥長寛二年(一一六四)閏十月廿三日
- 17 「寛治五年(一二〇九)相撲節、或賭弓云々」
 「八帖秘説」(笛の譜)
- 18 「口伝云」(八方の舞の折の故実)
- 19 「羅陵王舞譜」の末尾には、次のような奥書きが記されている。
 建暦二年八月十日、〈舞家光則光時、笛家惟季清延〉相
 伝譜等并以口伝令書写畢。後代秘物也。

詳しい考証は前稿を参照されたいが、ここにいう「(泊)光則」「(泊)光近」家の舞と、「(大神)惟季」「(戸部)清延」家の笛の説を相伝した「左近衛將監泊宿祢」は、『教訓抄』の著者泊近真と推測される。

裏書12「荒序旧記」には近真没後の年期もみえるが、それは泊家嫡流を継いだ真葛(童名春福丸)の元服前の所作記録であり、近真没後に付加されたものとみられる。したがって、裏書をも含めた譜の成立時期は、「荒序旧記」の最後の記録、寛元二年(一二四二)以降間もなくと推定される。

次に、内容についてふれておく。

『羅陵王舞譜』は、大きく分けてI舞譜とII笛譜の二つの部分とからなり、それぞれ関連する部分に裏書きが記されている。

Iの舞譜の部分は、曲の構成を述べるaから残存している。構成を述べる部分の冒頭を欠き、『乱序』第二段より記される。以下、順に『乱序』『嘲』『噴序』『荒序』『入破』『入切』までの『羅陵王』の各部分が、例えば、

噴序一帖 有口伝 又謂之少乱序
 などと簡単な説明を付されて記されている。

bには、『羅陵王』の退場樂としての沙陀調調子が『案摩』

に変えられた経緯が詳細に述べられている。

c 以下一まで、舞台に登場してから退場するまでの実際の舞の進行に沿った形で舞の譜や舞様が記されていく。c の樂の始めの舞台への入場の作法に始まり、d に「乱序」、e には舞人が漢詩句を朗唱しながら舞う「囃」、f に「嘆序」、g では「荒序」に先立って演奏される「音取」で笙・筆篥・横笛の三管の演奏順を注記し、h から一までは「荒序」、k には現在の演奏での「当曲」にあたる「入破」、l には樂が終わって舞人が退場する際の舞様である「入様」「入綾手」「勅禄手」の三種の舞譜が載せられている。続いて m には、この「入綾手」に関連して、御賀において公卿の若君が「羅陵王」を舞い、退場する際の先例が二例記される。

II では、近真が則房より笛の「荒序」を伝授されたことが述べられ、以下に「荒序」一帖から八帖に至る笛の譜が記されている。笛譜を中心にして、右に笙、左に筆篥の譜が記されている。

ここでは、「荒序」について多くの説が載せられていることが目をひく。h に庶流である泊光則説が二説、i には嫡流である光近説が二説、j には八条中納言藤原頭長に授けたといふ説がのせられる。これに II の笛譜を加えると、「羅陵王舞譜」には「荒序」の説があわせて六説も記され、「荒序」に大きく筆がさかれていることになる。この点に着目すれば、本舞譜は、「荒序譜集成」といった様相を呈しているといえ

よう。

ところで、d の「乱序」第五段・第六段は、さうに三段に分かれており、「第五段」「第二段」「第三帖」「第六段」「第二段」「第三段」となっているが、第六段に「号少膝卷。常舞之。初段也。」と注されていることから、「第五段」「第六段」はそれぞれ第五段初段・第六段初段をさし、「第一段」「第三段(帖)」は、それぞれ(第五段または第六段の)第二段・第三段を意味しているとみられる。なお、第五段の「第三帖」は「第三段」と同意である。

裏書は、「羅陵王」の各部分に関する口伝や演奏上の注記、曲の由来や「羅陵王」にまつわる説話、または演奏記録となる。このうち 12 と 16 は、ともに「荒序」の演奏記録である。次に、「舞楽手記」について述べておく。「舞楽手記」は、現在春日大社に蔵される「春日樂書」中の一書である。「春日樂書」は、泊氏の樂統に伝わったと思われる一群の樂書で、現存するのは「樂所補任」二巻及び「高麗曲」「輪台詠唱歌」「外樂記」「舞樂古記」「舞樂手記」「樂記」の五巻で、いずれも鎌倉期写である。

「春日樂書」の伝本としては、次の六本が知られている。

(1) 春日大社蔵本

七巻

(2) 国立公文書館内閣文庫蔵本

二十一冊

(3) 国文学研究資料館寄託田安徳川家蔵本

二十二冊

(4) 宮城県図書館伊達文庫蔵本 二十冊

(5) 上野学園大学日本音楽史研究所窪家旧蔵本

十一冊(一冊欠)

(6) 故平出久雄氏蔵本

十二冊

「春日楽書」の伝本相互の関係については先学の論考に詳しいのでそちらを参照されたいが、ここでも簡単に述べておく。伝本系統としては、(1)の春日大社蔵本(以下、春日本と略称)と、(2)(3)(4)の二十二冊本系統、(5)(6)の十二冊本系統に分けられる。

(1) 春日大社蔵本

原本は未見、本文の検討などは春日大社蔵紙焼き写真版による。

『舞楽手記』は巻子本一軸、鎌倉期写。外題に「舞楽手記」とある。表には『羅陵王』の舞譜と演奏記録が記されており、紙背には〈荒序〉舞譜などを記す。

(2) 国立公文書館内閣文庫蔵『楽書部類』(特一〇二一〇

〇〇九)

冊子本二十二冊。第二十二冊『楽部雜著』の末尾に、次の識語を有する。

樂書二十二卷、古來秘伝也。藏在南都興福寺、不妄示人。

今度新写一部、如正本令校合、所納江戸御文庫也。

寛文六年正月

この識語から、内閣文庫蔵本(以下、内閣本と略称)は、寛文六年(一六六六)の書写であることがわかる。

第十七冊『荒序譜』が『舞楽手記』第九冊『荒序譜』が

『舞楽手記』紙背の一部に相当する。

『舞楽手記』について春日本と比較すると、字配りは春日本とやや異なる部分もあるが、行取りは春日本と同じである。两者とも冒頭を欠くものの、内閣本は春日本より十九行多く残存する。两者で行取り及び字配りがほぼ同じであることがらすると、内閣本により春日本の欠落を類推することができる。そのほか、春日本は内閣本の「嘆序」第一段の九行分と第二段初行のあわせて十行分を欠く。さらに、内閣本末尾近くの跋文的記述三種のうちの二つを欠いている。

春日本「破第二切半帖異説」の二行目および三行目に「膝打」を朱点で見せ消ちして「腰付」と訂正している箇所があるが、内閣本でも同様にしており、樂譜中の朱点や朱の合点等をそのまま記すなど、春日本を忠実に写そうとの態度がうかがえる。

春日本「嘆序」の末尾には「四反近代二反ナリ」との注記が存するが、これが「嘆序」に属するものか、次の「入破第二帖」の傍書であるかが判然としない。そのため、内閣本ではこの語句が「嘆序」の末尾と次項目の「入破第二帖」の二

箇所に記されているという相違があるほか、まま誤写等が見られるものの、内閣本は、春日本の近世初期の姿を伝えるものとして貴重である。

(3) 国文学研究資料館寄託 田安徳川家蔵『樂書』

冊子本二十一冊。内閣本を書写したもの。第六冊に(2)の内閣本と同じ識語を有する。『田藩事実』によると、享保十九年(一七三四)に田安宗武が江戸城から「樂書」二十一冊を借り出しており、それを書写したものという。

第十七冊「荒序譜共二冊 十七」が『舞楽手記』、第十六冊「荒序譜共二冊 十六」が『舞楽手記』紙背舞譜の一部に相当する。

朱筆が墨書になつてゐるなどの相違はあるが、内閣本をほば忠実に書写している。

(4) 宮城県図書館伊達文庫蔵『樂書』(伊七六一・二・三)

冊子本二十冊。(3)と同様、(2)の内閣本を書写したもの。全冊とも外題に「樂書」と記す。第二十冊末尾に(2)と同じ識語を有する。

第十七冊が『舞楽手記』、第十一冊が『舞楽手記』紙背舞譜の一部に相当する。

取りなども内閣本と同様であるが、内閣本十二丁ウの「聖宣」を「聖定」と誤るなど、まま誤写等が見られる。

(5) 上野学園大学日本音楽史研究所窪家旧蔵本
「春日樂書」の『補任』に相当する「補任下」に次の識語を有する。
此一冊者、南都春日本談儀之屋ニ有之。仍大乘院御門主
信雅依仰、拝借書写畢。

寛文拾(庚戌)年林鐘吉辰 甲斐守泊宿禰光逸
これによると、(5)は寛文十年(一六七〇)七月、興福寺本談義屋に伝來した樂書を南都の樂人泊光逸が書写したものと推測される。

『舞楽手記』に相当するものではなく、『舞楽手記』紙背舞譜の一部に相当するものが「舞譜」と仮称される一冊に含まれる。

(6) 故平出久雄氏蔵本

未見。平出久雄氏が「樂書補任私考」で紹介されたもので、現在の所在は不明である。寛文十年に泊光逸が書写した旨の識語を有するという。

『舞楽手記』及び『舞樂手記』紙背舞譜が含まれていたかどうかは不明。

以上から、(2)～(6)はすべて(1)の春日本を祖本とする近世の写本であり、(3)田安家本(4)伊達文庫本は(2)内閣本の転写本であることがわかる。(5)窪家旧

蔵本には『舞楽手記』に相当するものがない、(6) 平出氏
蔵本では、『舞楽手記』の有無は不明である。

そこで、『舞楽手記』について検討するに際しては、(1)
の春日本をもととし、春日本の欠落部分は(2) の内閣本に
よって補うこととする。

なお、『舞楽手記』紙背にも〈荒序〉舞譜が存在するが、
本稿では紙背をのぞいた表書の部分のみを考察の対象とする。

二 〔羅陵王舞譜〕と『舞楽手記』

本節では、〔羅陵王舞譜〕と『舞楽手記』との関係を考察
する。

次頁にあげたのは、『舞楽手記』の構成である。春日本の
欠落を内閣本によつて補つた形であげている。下段は、対応
する〔羅陵王舞譜〕の項目にあたる。

なお、春日本の欠落部分は、構成表では次の三箇所であ
る。

- ①冒頭部分のA「乱序」第五段の二段めから第六段の
第一段部分に当たる十九行分
- ②C「噴序」の第一段と第二段初行のあわせて十行分
- ③J跋文の(ア) (イ)

内閣本でも現在は巻首を欠くため、Aの記事より前に何ら
かの記述があった可能性もあるが、現状ではA～Iまでが舞
譜で、A「乱序」の第五段の二段目の途中からはじまり、B

「疇」C「噴序」全段、D「入破」の第一帖から記し、次に
E「入破」の第二帖半帖の異説をのせ、〔羅陵王舞譜〕では
I「入様」(退場楽)の一種として載せられていたF「入綾
手」G「勅録手」を記す。続いてHに〈入綾〉に関連する故
実を記し、Iには〔羅陵王舞譜〕でk「入破」第一帖の半
帖の裏書であった「破第二切半帖異説」をのせて、その後に
Jの跋文を記し、跋文の後に〈荒序〉演奏の記録をあげる。
これによると、跋文をのぞけば『舞楽手記』の内容は、す
べて〔羅陵王舞譜〕に存することがわかる。楽譜の部分で、
〔羅陵王舞譜〕にあつて『舞楽手記』に見えないのは、〔羅陵
王舞譜〕のa～cの曲の構成や退場楽に関しての故実・舞台
に登場する際の作法、d「乱序」の第一段～第五段の第一帖、
g〈荒序〉に先だって演奏される〈音取〉とh～jの〈荒
序〉の各説、k「入破」の第一帖、lの退場楽のうちの「入
様」の楽譜である。

〔羅陵王舞譜〕の裏書との関係でいえば、『舞楽手記』には、
15の「入破」第一帖の半帖異説の舞譜、12「荒序旧記」の記
事のうち⑪までの〈荒序〉演奏記録、13の〈入破〉半帖を
舞つた例が見える。

『舞楽手記』には、秘曲《羅陵王》の最秘伝である〈荒序〉
に関する部分がまったくないことが注意されるが、この点に
ついては後述する。

ここで、『舞楽手記』の冒頭部分を〔羅陵王舞譜〕と比較

してみよう。

【舞楽手記】冒頭部分

〔羅陵王舞譜〕

乱序 第五段 第二段

*この箇所は春日本に欠落しているので、内閣本に拠った。

「——」は、内閣本の書写段階で底本に存在した欠落を示す朱線である。この欠落部分と〔羅陵王舞譜〕の対応箇所には、を付し、両者で相違する箇所には、を付した。

右下左膝突	突（左右）手	北向天如初桴出日懸前走天小躍
右下左膝突替	左膝突替	右下左膝突替左下右膝突替
右下左膝突——	西向天右桴	右下左膝突替立天西向天右桴
懸右肩左印懸右肩右桴懸右肩		右下左膝突替左肩右桴懸右肩
（左右）足縮南向天小踊		（左右）足縮躍天南向天小躍
（右足前左足後）居右膝突左伏		（右足前左足後）居右膝突左伏
時打右桴腰突以桴右上見如		時打右桴腰突以桴右上見如
日書手——本左伏肘腰突伏肘		書日手早如本左伏肘腰突伏肘
下左膝突替		ヲ下（左右）手ヲ右下左膝突替
左下右膝突替右下左膝突替立		左下右膝突替右下左膝突替立
桴未右手	桴未右手	天右足撥桴未右手
上手	上手	桴本左手
下如雙龍舞急隨拍子早頻ニ		下如雙龍舞之急隨拍子早頻ニ
南寄天北廻向後尻走（左右）手		南寄天北廻向後尻走（左右）手
（左右）腰付天上見		（左右）腰付天上見

これによると、『舞楽手記』は、「羅陵王舞譜」の「乱序」

第五段の第二段の冒頭数行分を欠き、波線を付した部分に若干の相違が存するものの、両者はほぼ同文的に一致しているといえる。

したがって、両者は直接関係にあるかと推測されるが、ここで『舞楽手記』の三種の跋文のうち、『舞楽手記』の成立に関わる（ア）をみてみよう。

故判官近真、去（筆者注：仁治三年（一一四一））正月廿五日早世之後者、陵王荒序事、披譜碎向春福并光葛等、授読様了。一向沙汰之。於本一之、成春福分了。大事文書等置所、以「外」無四度計之間、或火事或盜入、旁有其恐之間、書出此秘譜。写本者故判官自筆也。少分ハ予書之。乱序之中、大膝卷以前者不書之。人皆知及之故也。入破初帖、又以不書之。於其外秘譜者、為令不絶常曲々、以方便書写之。聖宣抜已之後者、可遣春福之許。穴賢々。

欠字を示す注記が存在して意味をとりがたい部分が存するものの、近真の没後、二人の息（光葛・春福丸）に「荒序」の譜の読み様を教えたこと、及び聖宣が『舞楽手記』を記すに至った事情が記されている。

すなわち、春福へ伝えるべき重要な文書が火事や盜難にあう恐れを考えて、近真自筆の写本による「秘譜」を書き出した、というのである。その際、「大膝卷」と「入破初帖」は

書かず、その他の譜については、「常曲」を絶えさせないと書いたのだ、と。

両書の同文性の高さからして、聖宣がもととした近真自筆の「秘譜」とは、「羅陵王舞譜」をさすとみて誤りないと思われる。

「大膝卷」は、「羅陵王舞譜」の「乱序」第五段の第一段に「名大膝卷。秘々藏手也。舞非普通故也。」との注記が存在するので、これを指すと推定される。これと傍線部に「大膝卷以前者不書之」とあることを併せ考えると、『舞楽手記』は、もともと「乱序」第五段の二段めから記し始められており、「乱序」第五段の初段以前の譜はもとから存在していなかつたことになる。春日本より多く残存する内閣本でも、「大膝卷」の次の「乱序」第五段の二段目の途中からしか残っていないが、右の事情からすると、『舞楽手記』冒頭部分に欠けているのは、「羅陵王舞譜」との対照表であげたほんの数行分にすぎないと推察される。

また、『舞楽手記』には「入破」第一帖も見えないが、傍線部の後半に「入破初帖、又以不書之」とあることから、意識的に書かなかつたことがうかがわれる。

ここで注意すべきは、秘曲《陵王》のうちでももつとも重要な「荒序」が『舞楽手記』には記されていないにも関わらず、そのことについて言及がないことである。

『舞楽手記』の紙背に「荒序」の舞譜も記されているが、

これと『羅陵王舞譜』の間には、『舞樂手記』表書との間はどの緊密な関係は見出されない。

跋文中に「為令不絶常曲」との文言があることに着目する
と、『荒序』は『舞樂手記』に記されるような「常曲」とは
異なるものとして認識されていたとも考えられる。同じ跋文
中に「陵王荒序事、披^テ譜辟向^テ春福并光葛等、授^テ詠様了」¹⁵
とあることからすれば、「春日樂書」中に存在する『荒序』
の伝授譜のようなものが『舞樂手記』とは別に存在してい
たのかもしれない。

あるいは、聖宣は、『荒序』を「常曲」とは別の、特に重
要なものとして扱い、『舞樂手記』には載せなかつたものか。
今のところ、『舞樂手記』に『荒序』が見えない理由に関し
ては、不明といわざるを得ない。

ともあれ、『舞樂手記』は『羅陵王舞譜』を取り込んで成
立したと推断される。では、『羅陵王舞譜』をどのように撰
取しているのだろうか。『舞樂手記』A～Iの楽譜の部分で
は、先に引用した箇所でいうと、例えば冒頭部分で『羅陵王
舞譜』では「右膝突替」となつていていたのが、『舞樂手記』で
は「左膝突替」となつていて、両書で左右どちらの所作
とするかが異なつていて、ある。また、『舞樂手記』D
「入破第二帖」の冒頭部分には、「羅陵王舞譜」にはない「口
伝云、入破能略定時、半帖舞時者、自第五拍子上約拍子」と
ある。

の注記が見える。しかしながら、これら以外では、『舞樂手
記』はほぼ『羅陵王舞譜』と一致している。

一方、末尾の『荒序』演奏記録においては、『羅陵王舞譜』
の記述をそのまま用いているわけではないようである。

・〔羅陵王舞譜〕裏書12「荒序旧記」¹⁶

¹ 同三年二月廿日、²院舞御覽。(朱) 今日、同内裏有舞御覽。
種々舞共。

抑、今日舞御覽、³光則之陵王可有御覽故。雖⁴然、
依⁴有故障、於荒序・大膝卷、申止了。然者、五人
陵王可有御覽由、定了。

⁵一番、則助。破、二切。⁶二番、光則。同前。⁷三番、
光近。同前。⁸四番、光時。同前。⁹五番、行貞。同前。
¹⁰但、行貞陵、失礼度々、¹¹不足言也。

¹²樂人。元政。清延。時秋。¹³時行。貞時。助種。公弘、
光元。忠

・『舞樂手記』K 『荒序』所作記録⁹

¹ 同三年二月廿日、²院舞御覽。³為光則陵王御覽也。⁴然
而故障。

⁵一番、則助。破、二切。⁶二番、光則。同前。⁷三番、
光近。同前。⁸四番、光時。同上。⁹五番、行貞。同上。
¹⁰但、行貞陵王、¹¹為不足言。¹²樂人。元政。清延。
時秋。¹³以下、不及注。

右の引用では、両者で対応する箇所に傍線と番号を付し、両者で相違する部分には波線を付した。

〔羅陵王舞譜〕の記事は、院（鳥羽院）の舞御覽で泊光則の〔陵王〕を御覽になる予定だったが、支障があつたため、〔荒序〕〔大膝卷〕は取りやめとなり、かわりに光則を除いた五人の〔陵王〕を見ることになった、というかなり長い記事となつていて。ところが、『舞楽手記』では、〔羅陵王舞譜〕に記される細かい事情は捨象して、「院の舞御覽」（傍線2）は、「光則の陵王を御覽になるためだつた」（傍線3）が、「支障があつた」（傍線4）、と話の骨格のみを記す。つまり、『舞楽手記』は、〔羅陵王舞譜〕の文言を適宜抄出しながら、要点のみを記しているといえる。その際、傍線10のように〔羅陵王舞譜〕では「行貞陵」とのみあって理解しにくい表現を、『舞楽手記』では「行貞陵王」とし、泊行貞が〔陵王〕を舞つたことが伝わりやすくなるように言い換えていた。その一方で、波線13では、〔羅陵王舞譜〕に載せられる当日の演奏に携わった九名の楽人のうち、時行以下六名を「以下、不及注之」として省略している。

次の例では、〔羅陵王舞譜〕の語句の順序を大幅に入れ替えて記事を再構成している。

・〔羅陵王舞譜〕 裏書13
入破半帖舞例、¹保安二年三月卅日、賭弓。

² 依大雨、如形³荒序三切許。⁴ 彼半帖、⁵ 光則舞之。
・『舞楽手記』K 〔荒序〕所作記録1
¹ 保安二年三月卅日賭弓。⁵ 光則舞之。³ 荒序三帖。⁴ 入破半帖。² 依大雨也。
〔羅陵王舞譜〕と『舞楽手記』で年時に一年のずれがあるものの、記事の内容は同じである。

〔羅陵王舞譜〕裏書では、「入破」の半帖を舞つた例として日次記的な記述がなされているのに對し、『舞楽手記』では、この記事の語句をそのまま用いながらも、表題を略し、日時、所作した人物、演奏した人との理由という形へ記述の順序を入れ替えるなどして編成し直しており、〔羅陵王舞譜〕の記事を再構成して利用しているといえる。

これらからは、〔羅陵王舞譜〕の文言を生かしながら、必要に応じて再構成し、理解しにくい表現はわかりやすく言い換えたり、不要と思われるものは省略したりするという態度がうかがえる。

以上みてきたことからすると、『舞楽手記』は、楽譜の部分については〔羅陵王舞譜〕をほぼそのまま利用し、末尾の記録部分については、適宜抄出や語句の言い換えなどの改変を行つているとみなせよう。ここからは、譜を記すにあたつては、〔羅陵王舞譜〕をそのまま用いることで、そこに見えれる楽説を正確に伝えようとの意識があつたことがうかがえ、

記録部分に関しては、〔羅陵王舞譜〕の文言を尊重しつつも、必要最低限のことを伝えることで可とする、という態度が看取される。

ところで、前述したように、楽譜部分に関しては、〔羅陵王舞譜〕からの抽出部分について言及はあるものの、跋文以降の記事については『舞楽手記』に載せられた理由は明確でない。ただ、〔羅陵王舞譜〕裏書にも数種の演奏記録が収載されるよう、〔荒序〕の記録をのせることは、先例を知る上でも重要なことであつたと思われる。そうした目的で〔羅陵王舞譜〕にもとづいて演奏記録を記そうとした時、恐らく、もつとも多くの記録を載せる裏書12「荒序旧記」がまず選択されたであろう。ついで裏書13「入破半帖舞例」は、『舞楽手記』中のDにある〔入破〕半帖の演奏例でありつつ、本文中に〔荒序〕の所作を記すので、裏書12の記録と同等のものとして採用されたのだろう。その際、裏書13と裏書12「荒序旧記」の表題がわずか一行分の空白をおいただけで隣り合つてゐるという、物理的な事情も関係しているのではないかと推察される。すなわち、裏書12「荒序旧記」から記事を抽出しようとした時、その直前にあって「荒序旧記」と同様に〔荒序〕演奏記録を記している裏書13にも目がとまり、表題を除くなどして、これを本来の〔入破〕演奏記録から、〔荒序〕演奏を主体とするものへと編成し直して『舞楽手記』に載せたのではないかと考えるので

ある。ただし、裏書12の二十九条の記事のうち、なぜ⑪までの記録のみ載せられているのかについては、明確にはできない。

三 『舞楽手記』の成立とその意義

ここで改めて『舞楽手記』の成立の過程について述べ、あわせて『舞楽手記』のもつ意味について考えたい。

J跋文（ウ）には、仁治三年正月、いまだ泊氏嫡家の最秘事『羅陵王』の〔荒序〕を伝授しないままこの世を去ろうとしていた近真のもとに聖宣が遣わされ、近真は彼の説得により二人の子息、光葛と春福丸に〔荒序〕を伝授した経緯が記されている。^{〔15〕}

仁治三年正月十五日ヨリ、故判官近真、病惱追日次第ニ有リ増ウ。雖然無ン荒序伝授之沙汰。仍光葛、參チ三藏院僧正御許ヘ「可授荒序ヲ」之由、可被仰触近真之旨申入。仍宗營律師、奉書ヲ遣近真許、逐事不可叶之由也。重良願房為使者被仰遣之處、尚以故障。廿二日ニ、愚僧、以病中之身罷向近真之許、以道理申子細之間、扶病患、授荒序於光葛并春福丸二人子息畢。出看病之諸人、聖宣之外妻女并左近將監近繼許者有其座。春福ハ十一歳也。自拭淚習之事次第、〔哀カ〕傷滿胸。荒序譜ハ極秘藏之故、自昔以作文字書置之。聖宣一人知此ヲ之間、或付仮名或詭聞ス之ヲ。荒序以下秘曲云、太鼓鞞鼓之説云、当家

甚深之故実、心之所及、雖欲授渡、光葛者不入心而期明日。春福者少年而無其弁。愁歎如何。願蒙三宝大明神御冥助、延十年之寿命、必欲繼舞樂之秘事。若所願無辭事者、枉可蒙神感矣（花押）

ここでは、寺家からの二度の要請にも〈荒序〉伝授を肯んじなかつた近真が、聖宣の説得に応じて一人の子息へ伝授を行つたこと、また十一歳の春福丸は涙をぬぐいつつ伝受した、ということが特記されている。その後、聖宣は、泊氏嫡流に伝わる〈荒序〉以下の秘曲、太鼓・鞆鼓などの打物の説や

種々の故実などを近真の遺児に受け渡そうとするものの、光葛は「心に入れず」、春福丸は相応の年齢に達していないため理解できない、という状態で、家の秘事の相伝が思うに任せない彼の嘆きが述べられる。

ところで、近真の死後、近真の遺した書籍などは聖宣に預けられた。それは、彼の編著『舞樂府合抄』に「近真去仁治三年正月逝去之後、自寺家蒙仰、守護彼遺書・日記等之刻」とあることより知られる。

聖宣が「秘譜」と称した『羅陵王』の秘説を網羅した『羅陵王舞譜』も、彼の手元にあつたであることは想像に難くない。そして、彼は火事や盜難などの災厄に備えて、その「秘譜」をもとに『舞樂手記』を著したのである。

くりかえして言うと、聖宣は、近真の死去にともなつて泊氏嫡流の相承が断絶する危機に際して尽力し、近真の息子達

への最秘曲〈荒序〉伝授を実現させ、樂統断絶の危機を救つた。その後、近真の遺した秘書類の管理を任せられた聖宣は、火災や盜難などの災厄に備えるため、との理由で、自らの手元にあった秘伝書の一つ、『羅陵王舞譜』から、新たな樂書『舞樂手記』を編んだのである。

こうしたことからすれば、『舞樂手記』は、樂道繼承の危機にあって、いかにして樂書が生まれるか、という実態の一端を具体的に示すものといえるのではないか。

おわりに

以上、本稿では、泊氏に伝わった秘曲『羅陵王』の舞譜【羅陵王舞譜】と、泊氏の樂統に伝えられた「春日樂書」のうち、『舞樂手記』との関わりについて論じた。その結果、『舞樂手記』は『羅陵王舞譜』をもととして成立したものであることが明らかになった。つまり、『羅陵王舞譜』は、『舞樂手記』の生成に大きな役割を果たしたもので、泊氏の樂統の繼承にあたって、重要な意義をもつたものであったことが明らかになつたといえよう。

こうした考察の結果、秘事の相承とともに、既存の樂譜を利用しつつ、新たな樂書が産み出される様相をもうかがい知ることができたよう思う。

『舞樂手記』と同じく「春日樂書」中に存する『舞樂古記』も、『羅陵王舞譜』と関連するのであるが、この点に関しても

は稿を改めて述べたい。

プログラム中世日本漢文班『雅楽・声明資料集 第二輯』、平成十九年)等参照。

(4)前掲注(3)「柏近眞の臨終と聖宣」。

(5)注(1)に同じ。

末筆ながら、貴重な資料の調査・閲覧をご許可下さった宮内庁書陵部、春日大社、上野学園大学日本音楽史研究所はじめ、各図書館・文庫の方々に心よりお礼申し上げます。

注

(1)拙稿「宮内庁書陵部蔵『陵王荒序』考——『教訓抄』との関連について」(池上洵一編『論集 説話と説話集』、和泉書院、平成十三年)、「宮内庁書陵部蔵『羅陵王舞譜』——解題と翻刻」(『日本伝統音楽研究』一、平成十六年)参照。論述の都合上、本稿はこれらと記述が重複する部分がある。なお、宮内庁書陵部において本舞譜は『陵王荒序』と称されているが、譜の内容から『羅陵王舞譜』と呼称する。

(2)注(1)に同じ。

(3)「春日樂書」については、『日本古典音楽文献解題』(講談社、昭和六十二年)、「春日樂書」の項は福島和夫氏執筆)、平出久雄氏、「樂所補任私考」(『東洋音楽研究』二、昭和十二年)、福島和夫氏、「樂人補任とその逸文について」(『日本音樂史叢』、和泉書院、平成十九年、初出『雅樂界』五四、昭和五十三年)、「泊近眞の臨終と聖宣」(同書、初出『古代文化』三四一、昭和五十七年十一月)、第十回特別展観解題目録『中世の音樂資料——鎌倉時代を中心』(上野学園日本音樂資料室(現上野学園大学日本音樂史研究所)、昭和六十一年)、櫻井利佳氏「春日大社蔵『樂記』について 付、紙背(打物譜)翻刻」(『松学舎大学21世紀COE

(6)櫻井氏は、前掲注(3)の論考において、「春日樂書」と、そこに含まれる樂書の呼称に問題があることを指摘しているが、本稿では通称としての「春日樂書」を用いる。

(7)これに関しては、「田安徳川家蔵樂書目録」(『東洋音樂研究』四一・四二、昭和五十二年)に解題がある。

(8)前掲注(3)及び宮崎和廣氏「『教訓抄』の撰述資料に就いて——『樂記』を巡って」(中央大学『大学院研究年報』二〇、平成三年)。なお、前掲注(3)『中世の音樂資料』には、春日樂書

(1) (2) (3) (5) の伝本による対照表が付されており、有益である。

(9)注(7)、鈴木淳「田藩文庫考」(日本書誌学大系『田藩文庫目録と研究』、平成十八年)。

(10)「本談義屋」とは、「春日神社の旧記によれば後堀河帝寛喜二年に建立せられ、光格帝寛政年間に火災に罹って失はれた、五箇の屋の一つであって、唯議論を以て本尊となす由である」という(前掲注(3)平出氏論考)。

(11)前掲注(3)論考において「春日樂書」中の『樂記』について詳細に検討された櫻井氏は、蓬家旧蔵本が内閣本以前に書写された可能性を述べている。

(12)前掲注(3)に同じ。

(13)本文には「第三段」とあり、朱筆で「六」と注記する。

(14)ただし、『羅陵王舞譜』は転写本であるので、ここでいう「近

「真自筆」の本は、現存の「羅陵王舞譜」そのものではない可能性がある。

(15)『輪台詠唱歌外樂記』。

(16)この間の経緯については、前掲注(3)福島氏「泊近眞の臨終と聖宣」に詳しい。

(17)本文は、上野学園大学日本音楽史研究所蔵本による。

(18)前掲注(3)「泊近眞の臨終と聖宣」で福島氏は、「これらの遺書には、『荒序舞譜』や『樂記』のほか、『樂書補任』および春日樂書(略)の一部等があり、更に云えば、『教訓抄』もまた含まれていたものと思われる」と述べる。

〈付記〉本稿は、平成二十年度科学研究費補助金(200820057)による研究成果の一部である。

(なかはら・かなえ 神戸学院大学准教授)